



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 7 月 20 日 (月曜日) 第 124 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 1	
○保安林の指定施業要件の変更…………… (自然環境課) 1	
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 2	
○林業用種苗生産事業者登録内容の変更…………… (“) 2	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 …………… (“) 2	

○土砂災害警戒区域の指定 (2件) …………… (砂防課) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) …………… (“) 4	
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (蛸・鱸・鮫課) 6	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見 (4件) …………… (商工政策課) 6	
○入札公告…………… 7	
県議会告示	
○宮崎県議会事務局の組織等に関する規程の一部 を改正する告示…………… 8	

告 示

宮崎県告示第 612号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 7 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570302820	だんだん東桜ヶ丘 デイサービス	宮崎県延岡市稲葉 崎町 5 丁目 7421 番 地 15	有 限 会 社 リ ー ド	宮崎県延岡市大門 町 164 番 地 2	令和 2 年 6 月 1 日	通所介護

宮崎県告示第 613号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 2 年 7 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570601213	訪問介護事業所に じいる	宮崎県日向市東郷 町山陰辛 753-1	特 定 非 営 利 活 動 法 人 青 空 会	宮崎県日向市富高 6276 番 地 127	令和 2 年 6 月 1 日	訪問介護

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 614号

森林法 (昭和 26 年法律第 249号) 第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 7 月 20 日

- 一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県東臼杵郡諸塚村 (次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県東臼杵郡諸塚村（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
東臼杵郡諸塚村（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 615号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 2 年 7 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1374	森 貴誉志 都城市安久町5932 番地3	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	森 貴誉志 都城市安久町5932 番地3
1375	田村 ミサ子 宮崎市田野町甲38 06番地2	採取	幼苗の育成	田村 ミサ子 宮崎市田野町甲38 06番地2

宮崎県告示第 616号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録内容の変更の届出があった。

令和 2 年 7 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	変更し た者	変更した事 項	変 更 前	変 更 後
1254	若本 裕貴	生産事業者 の住所	宮崎県東臼杵郡 諸塚村大字家代 3031番地9	宮崎県東臼杵郡 諸塚村大字家代 1074番地1
		事業所の所 在地	宮崎県東臼杵郡 諸塚村大字家代 3031番地9	宮崎県東臼杵郡 諸塚村大字家代 1074番地1

宮崎県告示第 617号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 7 月 20 日から同年 8 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 上揚字土屋 92番10地先 から同市同 大字同字98 番1地先ま で	旧	5.1～ 12.5	46.5
				新	5.1～ 16.0	46.5

宮崎県告示第 618号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 7 月 20 日から同年 8 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市妙町 712番1地 先から同市 大野町 794 番10地先ま で	旧	5.1～ 18.0	293.9
				新	9.4～ 20.2	291.5

宮崎県告示第 619号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年7月20日から同年8月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 上揚字土屋 92番10地先 から同市同 大字同字98 番1地先ま で	令和2年7月20日

宮崎県告示第 620号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年7月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
都 城 市	麓 - 2	II-2-0341	急傾斜地の崩壊
	谷ヶ久保	I-1-0564	急傾斜地の崩壊
	阿 布 施	I-1-0565	急傾斜地の崩壊
	阿布施-新 ①	I-1-0565-新①	急傾斜地の崩壊
	丸 谷	II-1-0566	急傾斜地の崩壊
	志 布 志 坂	I-1-0567	急傾斜地の崩壊
	中 島	I-1-0568	急傾斜地の崩壊
	中島-新①	I-1-0568-新①	急傾斜地の崩壊
	中島-新②	I-1-0568-新②	急傾斜地の崩壊
	平 原	I-1-0569	急傾斜地の崩壊
	片前-新①	I-1-0649-新①	急傾斜地の崩壊
	下ノ原-1	I-1-3172	急傾斜地の崩壊

谷ヶ久保1	I-1-3197	急傾斜地の崩壊
崎 田 - 1	II-1-4796	急傾斜地の崩壊
崎 田 - 2	II-1-4797	急傾斜地の崩壊
崎 田 - 3	II-1-4798	急傾斜地の崩壊
寿万寺-1	II-1-4799	急傾斜地の崩壊
寿万寺-1 -新①	II-1-4799-新①	急傾斜地の崩壊
寿万寺-2	II-1-4800	急傾斜地の崩壊
麓 - 1	II-1-4801	急傾斜地の崩壊
薄 谷	II-1-4955	急傾斜地の崩壊
下ノ原-2	II-1-4956	急傾斜地の崩壊
丸谷-1- 新①	II-1-4957-新①	急傾斜地の崩壊
上水流-1	II-1-4958	急傾斜地の崩壊
上水流-2	II-1-4959	急傾斜地の崩壊
上水流-2 -新①	II-1-4959-新①	急傾斜地の崩壊
上水流-2 -新②	II-1-4959-新②	急傾斜地の崩壊
上水流-3	II-1-4960	急傾斜地の崩壊
上水流-4	II-1-4961	急傾斜地の崩壊
上水流-4 -新①	II-1-4961-新①	急傾斜地の崩壊
上水流西	II-1-4962	急傾斜地の崩壊
荒ヶ田-1	II-1-4964	急傾斜地の崩壊
崎 田 - 4	III-1-9347	急傾斜地の崩壊
崎 田 - 6	III-1-9349	急傾斜地の崩壊
寿万寺-3	III-1-9350	急傾斜地の崩壊
麓 - 3	III-1-9351	急傾斜地の崩壊

荒ヶ田-3	Ⅲ-1-9402	急傾斜地の崩壊
下森田-2	Ⅲ-1-9404	急傾斜地の崩壊
薄谷-1	Ⅲ-1-9406	急傾斜地の崩壊
下ノ原-3 -新①	Ⅲ-1-9408-新①	急傾斜地の崩壊
児玉-4	Ⅲ-1-9412	急傾斜地の崩壊
児玉-5	Ⅲ-1-9415	急傾斜地の崩壊
児玉-6- 新①	Ⅲ-1-9416-新①	急傾斜地の崩壊
児玉-7	Ⅲ-1-9417	急傾斜地の崩壊
下水流	Ⅲ-1-9419	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 621号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年7月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	
木城町	塊所	27-1	地滑り	
	鶴懐	27-4	地滑り	
	石河内戸崎	27-5	地滑り	
	榎ヶ八重	27-8	地滑り	
	鳥子	27-9	地滑り	
	今別府	27-11	地滑り	
	寛木南川	08-404-2-002	土石流	
	寛木北川	08-404-2-003	土石流	
	白木八重谷川	08-404-2-012	土石流	

塊所上-新 ①	I-1-1084-新①	急傾斜地の崩壊
塊所上-新 ②	I-1-1084-新②	急傾斜地の崩壊
塊所上-新 ③	I-1-1084-新③	急傾斜地の崩壊
中野-新①	I-1-1088-新①	急傾斜地の崩壊
寛木-2	Ⅱ-1-6185	急傾斜地の崩壊
寛木-3- 新①	Ⅱ-1-6186-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 622号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年7月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
都城市	麓-2	Ⅱ-2-0341	急傾斜地の崩壊
	谷ヶ久保	I-1-0564	急傾斜地の崩壊
	阿布施	I-1-0565	急傾斜地の崩壊
	阿布施-新 ①	I-1-0565-新①	急傾斜地の崩壊
	丸谷	Ⅱ-1-0566	急傾斜地の崩壊
	志布志坂	I-1-0567	急傾斜地の崩壊
	中島	I-1-0568	急傾斜地の崩壊
	中島-新①	I-1-0568-新①	急傾斜地の崩壊
	中島-新②	I-1-0568-新②	急傾斜地の崩壊
	平原	I-1-0569	急傾斜地の崩壊
	片前-新①	I-1-0649-新①	急傾斜地の崩壊

城山 - 1	I - 1 - 3399	急傾斜地の崩壊
城山 - 2	I - 1 - 3401	急傾斜地の崩壊
大平 - 2	II - 1 - 6151	急傾斜地の崩壊
中野 - 1	II - 1 - 6183	急傾斜地の崩壊
箕木 - 2	II - 1 - 6185	急傾斜地の崩壊
箕木 - 3	II - 1 - 6186	急傾斜地の崩壊
箕木 - 3 - 新①	II - 1 - 6186 - 新①	急傾斜地の崩壊
諏訪野	II - 1 - 6198	急傾斜地の崩壊
中野 - 2	II - 1 - 6203	急傾斜地の崩壊
大平 - 3	II - 1 - 6205	急傾斜地の崩壊
大平 - 4	II - 2 - 0375	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

令和2年7月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年7月8日	特定非営利活動法人グローカルアカデミー	桑畑 夏生	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井802-6	この法人は、地域に住む人や組織に対して、グローバルな視野で地域の魅力や課題を考える教育プログラムやコンサルティングサービスを提供することで、地域で新しい事業を創り出す人や組織の育成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス財光寺店・シャンプル日向店
日向市大字財光寺字沖ノ原 953番6 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和2年3月12日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和2年7月20日から令和2年8月20日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス財光寺店・シャンプル日向店
日向市大字財光寺字沖ノ原 953番6 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更
令和2年3月12日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和2年7月20日から令和2年8月20日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン延岡ショッピングセンター
延岡市旭町 2 丁目 2 番地 1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和 2 年 6 月 23 日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 2 年 7 月 20 日から令和 2 年 8 月 20 日まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド出北店
延岡市出北四丁目 103 番 3 外 3 筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和 2 年 6 月 23 日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 2 年 7 月 20 日から令和 2 年 8 月 20 日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 2 年 7 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 X 線 CT モデリングシステム 1 式
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 令和 2 年 12 月 28 日
 - (4) 納入場所 宮崎県工業技術センター

- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和 2 年宮崎県告示第 115 号に規定する資格を有する者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 2 年 8 月 24 日までに下記 4 (1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記 2 (1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和 2 年 7 月 20 日から令和 2 年 7 月 31 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

- (2) 期間 令和 2 年 7 月 20 日から令和 2 年 9 月 1 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

- (2) 交付期間 令和 2 年 7 月 20 日から令和 2 年 8 月 24 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

- (2) 提出期限 令和 2 年 9 月 1 日午後 2 時（送付にあっては、令和 2 年 8 月 31 日午後 5 時必着）

- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

- (2) 日時 令和 2 年 9 月 1 日午後 2 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則

第 2 号) 第 100 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づ

く政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of goods and/ or services required:
X-ray CT System with VGSTUDIO MAX Software
- (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 1 September, 2020
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

県議会告示

宮崎県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 2 年 7 月 20 日

宮崎県議会議長 丸 山 裕次郎

宮崎県議会告示第 2 号

宮崎県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県議会事務局の組織等に関する規程（昭和 25 年議会事務局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第 1 章～第 4 章 [略] 第 5 章 <u>委任</u> （第 10 条） 附則 第 5 章 <u>服務</u> 第 10 条 この規程に定めるもののほか、事務の処理及び職員の服務については、 <u>局長が別に定める</u> 。 第 6 章 <u>委任</u>	目次 第 1 章～第 4 章 [略] 第 5 章 <u>準用</u> （第 10 条） 附則 第 5 章 <u>準用</u> 第 10 条 この規程及び別に定めるもののほか、事務の処理及び職員の服務については、 <u>知事の事務部局の例による</u> 。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。